

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（協力会社との業務提携及び協力体制の強化）
- b. IT実装支援（情報及びオペレーション共有による相互業務効率化）
- c. 健康経営に関する取組み（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施）
- d. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・ 製造委託等代金の支払いは約束手形の利用を廃止し、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に 取り組みます。
- ・ 不合理な原価低減要請を行いません。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。
- ・ 取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

私たち株式会社アドルームは人と人とが繋がるコミュニケーションの場に感動を創造し、お客様と地域に貢献できる企業になる事を目指していきます。本宣言を通じて、私たちの企業使命の実現のためにパートナーと共に長期的な信頼関係を築き取り組んでいく事を誓います。

2026年1月8日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 アドルーム

企 業 名

代表取締役 小野 健次

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・ 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。